

1. 計画の基本的な考え方

1.1 黒部川水系河川整備計画（大臣管理区間）策定の主旨

「黒部川水系河川整備計画（大臣管理区間）」は、河川法に基づき策定するもので、「洪水、津波、高潮等による災害発生の防止」「河川の適正利用と流水の正常な機能の維持」「河川環境の整備と保全」をそれぞれ総合的に考慮し、平成 18 年（2006 年）9 月に策定された「黒部川水系河川整備基本方針」に沿って、黒部川水系の国土交通大臣管理区間において「河川整備計画の目標に関する事項」「河川の整備の実施に関する事項」等を定めるものです。

本計画では、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川等の整備を図るとともに、黒部川水系が現有している自然環境や河川景観を保全・継承し、地域の個性と活力、黒部川水系の歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら治水、利水、環境に係る施策を総合的に展開していきます。あわせて、整備の途中段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって計画規模を上回る洪水が発生するおそれがあるため、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、流域のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水」の取り組みを推進します。

1.2 河川整備計画の方向性

黒部川の清らかな流れがはぐくんだ豊かな自然の恵みは、地域の方々に潤いとやすらぎを与える反面、その激しい流れは黒部四十八ヶ瀬と呼ばれ、幾度となく、洪水となって人々の生活を脅かしてきました。黒部川に設けられた巨大水制や霞堤等は水との闘いの歴史を物語っています。

先人たちのたゆまぬ努力によりもたらされた今日の黒部川は、「美しい川」、「身近な川」として人々に親しまれ、ふるさとの暮らしと文化をはぐくむ絆として慈しまれています。

これらの特性、流域との係わりを踏まえ、本計画では、次に示す事項を河川整備の方向性とし、「川づくり」に取り組みます。

■ 河川整備の方向性

「あばれ川との闘いや清く豊かな川の恵みなど、治水・利水の歴史・文化を受け止め、安全・安心な川づくりを行い、個性ある自然豊かな流れを、次世代へ引き渡します」

○ 黒部川の洪水特性を踏まえた安全・安心な川づくり

急流河川である黒部川による扇状地での洪水氾濫から地域の方々の生命と財産を守り、人々が安心して暮らせる安全な黒部川の実現を目指します。

また、地域の安全と安心が持続できるよう、流域の自然的、社会的特性を踏まえた継続的・効率的な河川管理に努めます。

○ 豊かで清らかな清流黒部川の適正な利用

清流黒部川の水の恵みを次の世代へ引き渡すため、連携と協働のもと流域一体となった河川水質の維持、渇水時の流量の確保を目指します。

また、流水の適正な利用や正常な機能が維持されるよう、水利用等の適正な管理に努めます。

○ 水と緑がはぐくむ個性ある大自然の保全

立山連峰と後立山連峰の間を流れ下流部で臨海扇状地を展開する黒部川の自然豊かな環境と河川景観の保全、創出を目指します。

また、河川環境の整備と保全が適正に実施されるよう、河川環境の適正な管理に努めます。

1. 計画の基本的な考え方

1.3 計画の対象区間

本計画の対象区間は、表 1-1 及び図 1-1 に示すように、国土交通省の管理区間（大臣管理区間）である 27.6km（河口から宇奈月ダム湖上流端）を対象とします。対象区間の計画を定めるにあたり、水の流れ、土砂の移動の連続性を踏まえ、調査対象は黒部川流域ならびに黒部川によって形成された黒部扇状地の範囲としました。

表 1-1 黒部川水系河川整備計画対象区間

河川名	河川整備計画対象区間延長 (km)		合計
	黒部川大臣管理区間		
	河川区間	宇奈月ダム区間	
黒部川	20.7	6.9	27.6

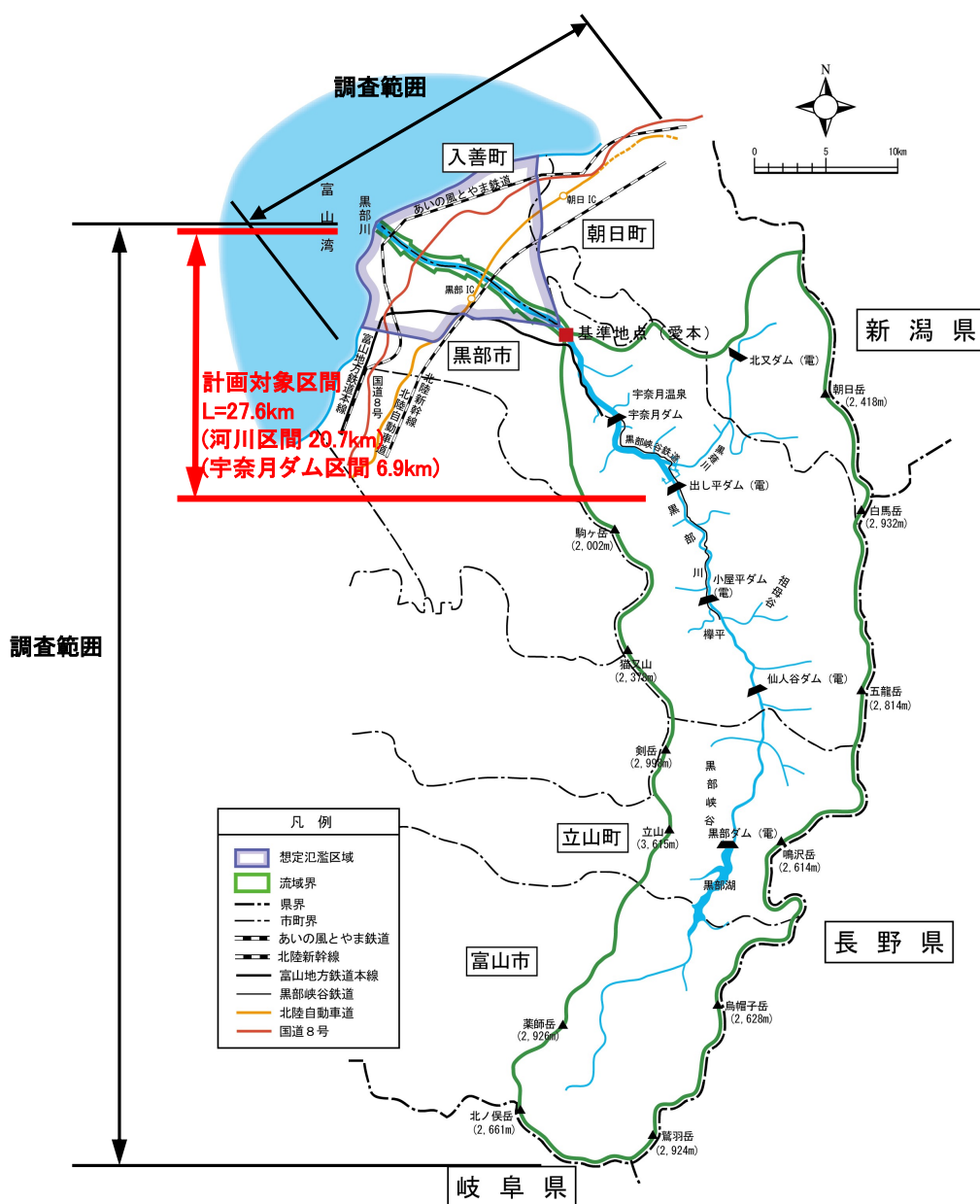


図 1-1 計画対象区間

1.4 計画の対象期間

河川整備計画の計画対象期間は、当該区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間とし、概ね 30 年間とします。

なお、本計画は当初河川整備計画策定時点（平成 21 年（2009 年）11 月）から現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況の変化を踏まえて策定したものであり、策定後のこれらの状況変化や新たな知見、技術の進捗等が生じた場合には、見直しを行うこととしているため、当該区間において河川整備の効果を発現させるために必要な期間とし、当初河川整備計画の対象期間を踏襲します（当初河川整備計画策定時点から概ね 30 年間）。